

第三十号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項を削る。

第四条の見出しを「(給料表及び等級別基準職務表)」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「職務の級に分類するものとし」を「職務の等級に分類するものとする。この場合において」に改め、「標準的な」を削り、「人事委員会が任命権者と協議して、人事委員会規則で定める」を「別表第四に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第五条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第三項中「こえては」を「超えては」に改める。

第五条の二第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十一条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の級等」を「職務の等級等」に改める。

第十四条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一中「選抜の級」を「選抜の等級」に改める。

別表第二中「選抜の級」を「選抜の等級」に改め、同表の備考中「選抜級」を「選抜等級」に改める。

別表第三中「選抜の級」を「選抜の等級」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第四 等級別基準職務表（第四条関係）

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査の職務 2 係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	1 本庁等の課長，総合県民局の副部長又は本庁構成機関等の長の職務 2 本庁等の担当室長若しくは総合県民局の次長の職務又は本庁構成機関等の長の補佐の職務 3 副課長又は総合県民局若しくは本庁構成機関等の課長の職務
7級	1 本庁等の次長，総合県民局の部長又は困難な業務を行う本庁構成機関等の長の職務 2 困難な業務を行う本庁等の課長の職務又は困難な業務を行う本庁構成機関等の長の補佐の職務
8級	1 本庁の局長，困難な業務を行う委員会等の事務局長，総合県民局の副局長又は困難な業務を行う規模の大きい本庁構成機関等の長の職務 2 本庁の副部長若しくは委員会等の事務局長の職務，困難な業務を行う委員会等の事務局長の補佐の職務又は困難な業務を行う規模の大きい本庁構成機関等の長の補佐の職務
9級	1 本庁の部長，会計管理者，困難な業務を行う委員会等の事務局長又は総合県民局の長の職務 2 困難な業務を行う本庁の局長，困難な業務を行う規模の大きい委員会等の事務局の局長又は特に困難な業務を行う規模の大きい本庁構成機関等の長の職務

ロ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 上席研究員の職務 2 専門研究員の職務 3 研究係長の職務 4 主任の職務
4級	試験研究機関又は教育機関の課長の職務
5級	研究部長又は教育機関の長の職務

ハ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1級	医療業務を行う職務
2級	1 係長の職務 2 主任の職務
3級	1 本庁の課長, 総合県民局の副部長又は本庁構成機関の長の職務 2 課長補佐の職務
4級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の副部長の職務 3 本庁の次長又は困難な業務を行う本庁構成機関の長の職務

二 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
3級	相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
4級	主任の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 主査の職務 3 係長の職務
6級	1 本庁構成機関の長の補佐の職務 2 総合県民局又は本庁構成機関の課長の職務
7級	1 本庁構成機関の長の職務 2 困難な業務を行う本庁構成機関の長の補佐の職務
8級	困難な業務を行う本庁構成機関の長の職務

ホ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主任の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 主査の職務 3 係長の職務
6級	1 本庁構成機関の長の職務 2 総合県民局の次長の職務又は本庁構成機関の長の補佐の職務 3 総合県民局又は本庁構成機関の課長の職務
7級	困難な業務を行う本庁構成機関の長の職務

備考

- 1 この表において「本庁」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき知事の直近下位の内部組織として設置された部及び局並びに同項の規定に基づき当該部及び局の下に設置された内部組織並びに同法第171条第5項の規定に基づき設置された組織をいう。
- 2 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法第138条第1項の規定により議会に置かれた事務局並びに同法第138条の4第1項の規定により置かれた委員会及び委員の事務局をいう。
- 3 この表において「本庁等」とは、本庁及び委員会等の事務局をいう。
- 4 この表において「総合県民局」とは、地方自治法第155条第1項の規定に基づき地方事務所として設置された徳島県総合県民局をいう。
- 5 この表において「本庁構成機関」とは、地方自治法第156条第1項の規定に基づき設置された行政機関、同法第158条第1項の規定に基づき設置された機関及び同法第244条第1項の規定に基づき設置された公の施設であつて、本庁を構成するものをいう。
- 6 この表において「教育機関」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき設置された教育機関（学校を除く。）をいう。
- 7 この表において「本庁構成機関等」とは、本庁構成機関及び教育機関をいう。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(職務の等級への切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員（次項から附則第五項までの規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）の施行日における職務の等級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に相当する職務の等級とする。

(等級別基準職務表に掲げる職務の等級の特例)

3 施行日の前日における職務が附則別表に掲げられている職務（当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものを含む。以下「特定職務」という。）であつた職員であつて同日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が同表に掲げられている職務の級であつたものの職務の等級は、改正後の第四条第四項の規定にかかわらず、施行日から当該職員が特定職務（施行日の前日におけるその者の職務と同表に掲げる給料表の種類及び職務の等級の区分を同じくするものに限る。）以外の職務に異動等をする日の前日までの間、旧級に対応する同表の職務の等級欄に定める職務の等級とする。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、決定することができる。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、決定することができる。

6 前三項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前三項の規定に準じて、決定することができる。

(施行日における号俸)

7 附則第二項及び第三項の規定により施行日における職務の等級を決定される職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸とする。

(人事委員会への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の旅費に関する条例等の一部改正)

9 次に掲げる条例の規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

- 一 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第十二条
- 二 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）第六条の四第三項
- 三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第六条及び第十六条

附則別表（附則第三項関係）

給料表の種類	職務の級	職務の等級	職務
行政職給料表	3級	3級	主任主事の職務
	4級	4級	主任の職務
	6級	6級	課長補佐の職務
研究職給料表	4級	4級	上席研究員の職務
医療職給料表（二）	5級	5級	主任の職務
医療職給料表（三）	4級	4級	主任主事の職務
	5級	5級	主任の職務

提案理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。